



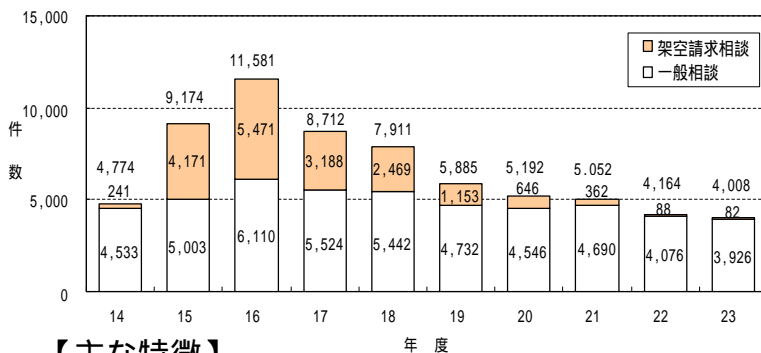
えひめのくらし

愛媛県No.162 平成24年7月号

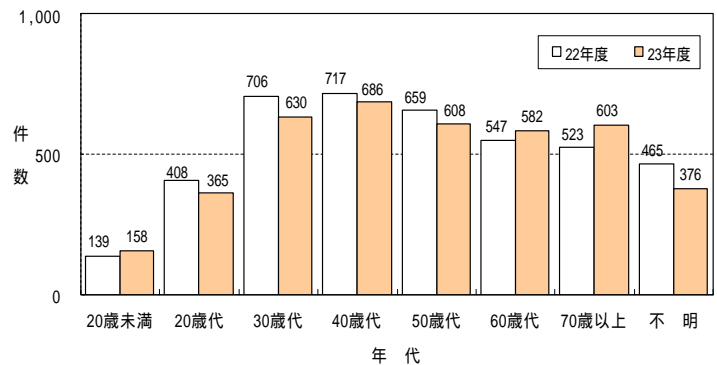
平成23年度消費生活相談状況がまとまりました！

このたび、愛媛県消費生活センターにおける平成23年度消費生活相談状況がまとまりました。相談件数は4,008件で、前年度と比較すると、156件の減少となりました。相談の中で大きな割合を占めていた架空請求相談についても、平成16年度をピークに年々減少し、平成23年度では82件で、前年度と比較し6件の減少となっています。減少の原因としては、住民に身近な市町相談窓口が拡充整備され窓口の周知が図られたことなどが考えられます。

相談件数の推移



年代別相談件数



【主な特徴】

年代別では、20歳未満、60歳以上が増加

年代別にみると、相談が最も多いのは40歳代で、次に30歳代、50歳代の順となっています。前年度に比べ、30歳代～50歳代が減少しているのに対し、20歳未満及び60歳以上の相談については増加しています。また、年代別割合でも60歳以上の割合が全体の約3割を占めています。

「通信販売」「電話勧誘販売」の相談が増加

販売購入形態別で最も多いのは「店舗購入」、次いで「通信販売」「電話勧誘販売」「訪問販売」の順となっています。前年度と比較すると、「通信販売」「電話勧誘販売」の相談が増加しています。また、「店舗購入」及び「通信販売」は、30歳代及び40歳代の相談が他の年代と比べ多いのに対し、「電話勧誘販売」及び「訪問販売」では、60歳以上の相談が多くなっています。

「デジタルコンテンツ」に関する相談が増加

商品・役務別では、インターネットを通じて得られる情報に関する相談の「デジタルコンテンツ」が最も多く、前年度と比較すると43件の増加となっています。60歳以下の年代では、「デジタルコンテンツ」に関する相談が最も多くなっています。

「株」「公社債」「ファンド型投資商品」等の金融商品に関する相談が増加

未公開株に係る相談を含む「株」、社債等に係る相談の「公社債」、資金運用の配当等を謳う「ファンド型投資商品」に関する相談が増加傾向にあります。手口としては電話勧誘によるものが多く、突然パンフレットが送付され、別の業者が「高値で買い取りをしたい」と購入を促したり、過去の被害者に対して「以前の被害回復をしてあげる」などと救済を強調して、新たな契約を勧誘するなど、巧妙になっています。



【アドバイス】

業者のセールストークに惑わされず、パンフレット等が届いても、安易に勧誘に応じないようにしましょう。

愛媛県消費生活センター作成
「消費生活かるた」より

お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなるなど、取り戻すことは極めて困難です。投資に関するトラブルは、契約者の多くが高齢者であり、被害金額も高額となっています。高齢者のなかには、被害にあったことすら認識していなかったり、被害にあったと自覚していても、誰にも相談しない場合が少なくありません。ご家族、ご近所など、周りの方々が注意して見守り、心配なことがありましたら、お早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

「消費者月間キャンペーン事業」を実施しました!

毎年5月は「消費者の日」、5月30日は「消費者の日」です。今年度の全国統一テーマは「安全・安心 いま新たなステージへ」。愛媛県では、より多くの皆さまに「消費者月間」や「消費者の日」を知っていただくため「消費者月間キャンペーン」及び「『消費者の日』記念集会」を開催しました。

街頭キャンペーン

5月30日(日)大街道商店街フリーマーケット内において、「消費生活かるた大会」パネル展示を行いました。突如現れた畳敷きの特設会場では、幅広い年齢層の方にご参加いただき、かるたを通じて、楽しみながら悪質商法の手口を学んでいただきました。

「『消費者の日』記念集会」

5月26日(土)愛媛県男女共同参画センターにおいて、「『消費者の日』記念集会」を開催し、多くの方にご参加いただきました。

「ベスト消費者サポーター章」 昨年度から創設された「ベスト消費者サポーター章」の授与が行われ、消費者庁草桶審議官より、表彰状・副賞が贈られました。個人では、宇和島市消費生活相談員の木原美喜子さん、団体では、えひめ消費生活センター友の会松山支部の皆様が受章されました。

「消費者のつどい」 県下で消費者団体として熱心に活動をされている3団体の皆様(えひめ消費生活センター友の会、NPO法人えひめ消費者ネット、愛媛県生活協同組合連合会)に、活動報告をいただきました。それぞれの活動内容に会場の皆さんも熱心に耳を傾けていました。

アトラクション 榊形浩人さんと、愛媛の住みます芸人「モストデンジャラストリオ」による消費生活コント「デンジャラスなお買物」が開催され、会場は笑いの渦に。様々な手口をわかりやすいコント形式で演じていただき、参加された方からは、「笑いながら楽しく学ぶことができた」という感想もいただきました。

記念講演 経済評論家の勝間和代氏による「断る力」と題しての講演は、経済評論家ならではの切り口で、論理的でテンポよいお話を聞かせていただきました。特に「象使い(理性)」と「象(感情)」を例にとり、消費者の感情をわかりやすく説明してくださり、参加された方からは「話が面白くてあっという間に時間が過ぎた」「断る力をつけて周りの人にもそのことを教えてあげたい」という感想をいただきました。



消費生活川柳募集中!!

消費生活センターでは、消費者問題への関心を寄せて頂くため、消費生活に関する川柳を募集しています。はがき・FAX・メールなどに、作品・住所・氏名・電話番号をご記入の上、ご応募下さい。ご応募頂いた作品については一切の権利を愛媛県が有することとします。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町 450 番地
愛媛県消費生活センター
TEL: 089-946-5539
E-mail: seikatu-center@pref.ehime.jp



「消費生活出前講座」開催中!!

消費生活センターでは、消費者啓発の出前講座へ講師を派遣しています。町内会や老人会、高齢者サロン等に出向いて、寸劇や紙芝居など楽しい講座を実施します。少人数でも結構です。お気軽にお申込み下さい!

原則、開催希望日の2ヶ月前までにお申込み下さい。なお、今年度の予定実施回数に達した場合は、終了させていただきます。

【問合せ先】

愛媛県消費生活センター 消費者啓発係
TEL: 089-926-2603

発行: 愛媛県県民環境部管理局県民生活課

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 - 2 TEL: 089-912-2337

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町 450 番地

TEL: 089-925-3700 (相談専用) FAX: 089-946-5539